

呉工業高等専門学校共同研究実施規則

制定 平成 16 年 4 月 1 日
一部改正 平成 21 年 3 月 3 日
一部改正 平成 22 年 3 月 25 日
一部改正 平成 25 年 2 月 19 日
一部改正 平成 25 年 4 月 5 日
一部改正 平成 25 年 10 月 4 日
一部改正 平成 31 年 3 月 4 日
一部改正 平成 31 年 4 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 呉工業高等専門学校（以下「本校」という。）における独立行政法人国立高等専門学校機構以外の者（以下「共同研究実施者」という。）との共同研究の取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 46 号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（平成 31 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 132 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「共同研究」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 本校において、共同研究実施者から研究者（以下「共同研究者」という。）並びに第 3 項に規定する直接経費及び第 4 項に規定する間接経費、又は第 9 条に規定する受入研究者指導料（以下「研究指導料」という。）を受け入れて、本校の教職員（以下「研究担当者」という。）が当該共同研究者と共通の課題について共同して行う研究
 - (2) 本校及び共同研究実施者において、研究担当者及び当該共同研究者が共通の課題について分担して行う研究で、本校に共同研究者及び経費等、又は経費等のみを受け入れるもの
- 2 この規則において「共同研究員」とは、共同研究者のうち共同研究実施者において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本校に派遣される者をいう。
 - 3 この規則において「直接経費」とは、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、消耗品費及び光熱水料等の直接的な経費をいう。
 - 4 この規則において「間接経費」とは、直接経費以外の共同研究遂行に必要な管理的な経費をいう。

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、当該研究が本校の主体性の下に推進できるものであり、かつ、共同研究者と共同で取り組むことにより、優れた研究成果を期待できる場合に受け入れるものとする。

(共同研究の申込み)

第4条 共同研究の申込みをしようとする共同研究実施者及び研究担当者は、本校のコーディネータを経由し、共同研究申込書(第1号様式)を校長に提出するものとする。

(共同研究の受入れの決定)

第5条 共同研究の受入れは、教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、校長が決定するものとする。

2 前項の決定にあたっては、あらかじめ研究担当者の所属する分野代表の意見を徴するものとする。

(受入決定の通知)

第6条 校長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究受入決定通知書(第2号様式)により共同研究実施者、研究担当者及び契約担当役に通知するものとする。

(共同研究計画書の提出)

第7条 研究担当者は、前条の規定による通知を受けたときは、共同研究実施者と最終的に合意した共同研究計画書(第3号様式)を速やかに校長に提出するものとする。

(共同研究契約の締結)

第8条 契約担当役は、第6条の規定による通知を受けたときは、共同研究実施者と所定の共同研究契約書により速やかに契約を締結するものとする。

(受入研究者指導料)

第9条 本校は、前条に規定する契約を締結したときは、共同研究実施者から共同研究員に係る研究指導料を共同研究実施者から徴収するものとする。

2 前項の研究指導料の額は、6か月につき21万円とし、月割計算は行わないものとする。ただし、共同研究実施者の資力に応じて、減額することができる。

3 徴収した研究指導料のうち、2分の1を研究費として研究担当者に配分し、差額を間接経費とする。

4 既納の研究指導料は、原則として還付しないものとする。

(経費負担)

第10条 共同研究実施者は、直接経費及び間接経費を負担するものとする。

- 2 間接経費は、直接経費の30%に相当する額を徴収するものとし、共同研究実施者が間接経費の率についてこれと異なる率を定めているときは、別途協議し定めるものとする。
- 3 本校は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができるものとする。
- 4 本校は、本校の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
- 5 共同研究実施者は、第2条第1項第2号に該当する共同研究の場合には、当該共同研究実施者における研究に要する経費を負担するものとする。

(共同研究における設備等の取扱い)

第11条 共同研究に要する経費により取得した設備等は、本校に帰属する。

- 2 第2条第1項第2号の共同研究により、研究の必要上、共同研究実施者において新たに取得した設備等は、共同研究実施者の所有に属するものとする。
- 3 校長は、共同研究の遂行上必要があると認めた場合は、共同研究実施者から設備等を無償で受入れることができる。
- 4 研究担当者は、本校において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、共同研究実施者の施設において研究を行うことができる。
- 5 前項の規定により、研究担当者が当該共同研究実施者の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として手続をするものとする。

(研究期間)

第12条 共同研究は、受入れが決定された日の属する年度内に完了するものとする。ただし、必要がある場合には、年度を超えて共同研究を行うことができる。

(研究の中止又は期間の延長)

- 第13条 研究担当者は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに共同研究中止・期間延長承認申請書(第4号様式)を校長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項の規定による申請があった場合には、当該共同研究実施者と協議の上、当該共同研究の中止又は研究期間の延長を決定し、共同研究中止・期間延長決定通知書(第5号様式)により、研究担当者及び契約担当役に通知するものとする。
- 3 契約担当役は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該共同研究実施者と協議し、変更契約を締結するものとする。

(研究中止に伴う経費の取扱い)

第14条 前条第2項の規定により、共同研究を中止した場合において、第9条第1項の規定により、共同研究実施者が負担した経費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内で、その全部又は一部を共同研究実施者に還付することができるものとする。

(研究の完了)

- 第15条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書（第6号様式）を速やかに校長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項の規定による報告を受けたときは、共同研究完了通知書（第7号様式）により、共同研究実施者及び契約担当役に通知するものとする。

(知的財産権に係る出願等)

- 第16条 校長及び共同研究実施者は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に連絡するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 2 校長又は共同研究実施者は、研究担当者又は共同研究者が相手方の情報又は協力等によらないで、それぞれ独自に発明等を行った場合において、知的財産権に係る出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。
- 3 校長及び共同研究実施者は、研究担当者及び共同研究者が共同して発明等を行った場合において、知的財産権に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係るそれぞれの持分を定めた共同出願契約書により速やかに契約を締結の上、共同出願等を行うものとする。ただし、共同研究実施者から知的財産権を承継した場合は、校長が単独で出願等を行うものとする。
- 4 校長は、前項に規定する契約を締結する場合は、研究担当者が当該共同研究者と合意予定の持分案について、本校の知的財産委員会に諮るものとする。

(研究成果の実施)

- 第17条 校長は、共同研究の結果生じた発明等につき、本校が単独で取得した知的財産権（以下「単独保有知的財産権」という。）を共同研究実施者又は共同研究実施者の指定する者に限り、第18条に規定する実施許諾契約の締結日から10年を限度として独占的に実施させることができる。ただし、この期間は、3年間を限度として、更新することができるものとする。
- 2 校長は、共同研究の結果生じた発明等につき、共同研究実施者との共有に係る知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）について、共同研究実施者が独占的に実施することを認めることができる。この場合において、独占実施に係る期間は、原則として共同研究実施者と締結する当該共有知的財産権に関する契約の締結日から10年とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができるものとする。
- 3 校長は、共有知的財産権について、共同研究実施者が指定する者が独占的に実施することを許諾することができる。この場合において、独占実施に係る期間は、原則として共同研究実施者が指定する者と締結する当該共有知的財産権の実施許諾契約の締結日から10年を限度とする。ただし、この期間は、3年間を限度として、更新することができるものとする。

- 4 前各項の場合において、単独保有知的財産権又は共有知的財産権を、それぞれ独占的実施の期間中、その第4年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的財産権を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、校長は、共同研究実施者及び共同研究実施者の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。
- 5 校長は、第1項から第3項までの規定により、共同研究実施者又は共同研究実施者の指定する者に独占実施を認める場合若しくは独占実施を許諾する場合又は専用実施権を設定する場合、別に実施許諾契約で定める実施料等を徴収することができるものとする。

（研究成果の公表）

第18条 共同研究による研究の実施状況及び研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、その公表の時期及び方法について、校長は共同研究実施者と協議の上、第8条に規定する共同研究契約書において適切に定めるものとする。

第19条 共同研究員は、本校の諸規則を遵守しなければならない。

（実施規定）

第20条 この規則に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年4月1日制定）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日一部改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日一部改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月5日一部改正）

この規則は、平成25年4月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月4日一部改正）

この規則は、平成25年10月4日から施行する。

附 則（平成31年3月4日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日一部改正）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日より適用する。
- 2 改正後の第10条第2項の規定に関わらず、施行日前から継続している共同研究は、施行日以降も従前の例によることができる。

第1号様式

共 同 研 究 申 込 書

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

(共同研究実施者)

住 所

名 称

代表者名

印

呉工業高等専門学校共同研究実施規則を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

1 研究題目		
2 研究目的及び内容		
3 研究期間		
4 研究実施場所		
5 研究に要する経費の 負担額 (消費税含む。)	直接経費	円
	間接経費	円
	受入研究者指導料	円
	合計	円
6 共同研究者 (所属・職・氏名)		
7 希望する研究担当者 (分野・職名・氏名)		
8 提供設備等		
9 その他		

第2号様式

共同研究受入決定通知書

年 月 日

契約担当役
共同研究実施者
研究担当者 殿

呉工業高等専門学校長
氏 名 印

年 月 日付けで申出のあった共同研究について、下記により受入れを決定しましたので通知します。

記

研究題目			
研究期間	年 月 日から 年 月 日まで		
研究担当者	分野名	職名	氏名
共同研究者 (所属・職・氏名)			
研究に要する 経費負担額 (消費税含む。)	直接経費		円
	間接経費		円
	受入研究者指導料		円
	合計		円
その他参考事項			

第3号様式

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名

研究担当者氏名

印

共同研究計画書

研究題目					
研究の概要					
研究の特色・意義					
研究組織	区分	氏名	所属機関・職	役割分担	
	本校				
	共同研究者				
研究実施場所					
その他参考となる事項					
共同研究に要する直接経費	負担区分	諸謝金	旅費	研究費	計
	呉工業高等専門学校	円	円	円	円
	共同研究実施者	円	円	円	円

注) 「その他参考となる事項」欄には、本校が所有する設備等を使用する場合、その名称等を記入すること。

別 紙

直 接 経 費 の 内 訳

費 目	摘 要 (内 容)	数 量	単 価	金 額	備 考
諸 謝 金					
旅 費					
研 究 費	備 品 費				
	消 耗 品 費				
	光 熱 水 料				
	賃 金				
	そ の 他				
	小 計				
合 計					

第4号様式

共同研究中止・期間延長承認申請書

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名

研究担当者氏名

印

研究中止
下記研究題目の共同研究について 期間延長の必要が生じたので、この旨申請いたします。

記

1 研究題目

2 共同研究者氏名

3 中止又は延長する理由

4 当初の研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 中止する日又は延長する期間

6 その他参考事項

注) 不用の文字は抹消すること。

第5号様式

共同研究中止・期間延長決定通知書

年 月 日

研究担当者
契約担当役 殿

呉工業高等専門学校長
氏名 印

研究中止
下記研究題目の共同研究について 期間延長 を決定したので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 共同研究者氏名
- 3 中止又は延長する理由
- 4 当初の研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 中止する日又は延長する期間
- 6 その他参考事項

注) 不用の文字は抹消すること。

第6号様式

共同研究完了報告書

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名

研究担当者氏名

印

年 月 日付けで受入れの決定を承認されました共同研究が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 共同研究者氏名
- 3 完了年月日 年 月 日
- 4 研究報告書 別 添
- 5 研究に要した経費
- 6 その他参考事項

注) 研究報告書には、研究成果として確定した技術的成果を記載すること。

第7号様式

共同研究完了通知書

年 月 日

共同研究実施者
契約担当役 殿

呉工業高等専門学校長
氏名 印

年 月 日付けで受入れの決定を承認した共同研究が完了したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究に従事した者 本 校
共同研究実施者
- 3 完了報告書 別 添
- 4 研究に要した経費
- 5 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 その他参考事項

注) 完了報告書には、研究成果として認定した技術的成果を記載すること。